

適正化の巡回指導評価結果の通知について

日頃より適正化事業実施機関の巡回指導に、ご理解とご協力を戴き感謝申し上げます。

巡回指導の結果につきましては調査項目ごとの「適・否」と管理手法や、不備の改善と報告をお願いする等を行っています。しかし最終評価については調査結果をシステムに入力することにより決まるため、以前は巡回事業者さまには知らせておりませんでした。

現在は適正化として毎月の集計や分析は評価（A～E・その他等）で表しており、指導を受けられた事業者さまに評価結果をお知らせしております。

平成28年4月からは今回の評価結果と前回の結果も合わせて、巡回指導実施の翌日までには、直接事業者あてに判定結果の通知（別紙）をファックスでお知らせいたしますので、自営業所の管理指標にして戴きたいと思っております。

- 通知についての問い合わせは適正化事業部までお願い致します。

平成28年4月1日

本社営業所 殿

宮城県貨物自動車運送適正化事業実施機関

公益社団法人 宮城県トラック協会

適正化事業実施機関の巡回指導結果について

日頃より適正化事業実施機関の諸活動にご理解を頂きまして感謝申し上げます。

4月1日の巡回指導に際しまして、お忙しいところ対応して頂きありがとうございました。

- ◆ 今回の巡回指導の評価結果についてお知らせいたします。

評価項目	今回の評価	前回の評価	備考
総合評価			A：非常に良い B：良い C：普通 D：悪い E：非常に悪い
評価点数	点	点	Gマーク認定には、安マネの得点を加え 合計32点以上が要件

- ◆ 改善をお願いした項目につきましては、期間中に改善をして頂き、報告の提出をお願い致します。
 - ◆ また調査項目の中で注意点ををお願いした事項につきましても、今後の管理で確実な実施をお願い致します。
- ※ 「否」項目の内容や改善状況によっては、運輸支局の監査・指導対象となる可能性があります。

【 総合評価について 】

- ・ 法令順守について37項目を調査致しました。
- ・ 調査項目が順守されている場合は「適」、不備や不足があり改善をお願いした項目（チェック項目）が「否」となります。
- ・ 該当しない項目を除く「適」の割合で評価が決まります。（詳細については問合せ下さい）

【 評価点数について 】

- ・ 調査項目に各々配点があり、「適」となった項目の配点の合計が点数となります。
- ・ 安全性評価事業（Gマーク）の「I. 法令遵守」の評価点数であり、運輸安全マネジメント（3点）を含め32点以上が認定要件となります。